

# 「公正採用選考人権啓発推進員研修会」

Webで質問も  
受けつけます。

## 開催のご案内

ハローワーク及び愛知労働局では、雇用主が同和問題などの人権問題について正しい理解と認識のもとに公正な採用選考を行っていただくため、

従業員数30人以上の事業所等に「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）の選任をお願いしております。

併せて、公正な採用選考システムの確立に向けた理解と認識を深めていただくため、毎年、推進員の方々を対象とした「公正採用選考人権啓発推進員研修会」を開催しております。推進員の方々は積極的にご参加ください。

### 開催方法

#### ◆ Web形式（事前申込不要）

労働局のホームページへアクセスし、資料を印刷のうえ、研修動画を視聴し受講していただきます。

＜受講可能期間＞ 令和6年8月19日（月）～令和6年12月6日（金）

#### ◆ 参集形式（事前申込）

愛知労働局のホームページへアクセスし、事前に予約のうえ、予約会場にて受講していただきます。

＜開催日程及び会場等＞

##### ● 名古屋会場：令和6年8月21日（水）13:30～15:30

名古屋市公会堂（大ホール）名古屋市昭和区鶴舞1丁目1番3号

##### ● 東三河会場：令和6年8月30日（金）13:00～15:00

ライフポートとよはし（コンサートホール）豊橋市神野ふ頭町3番地の22

##### ● 西三河会場：令和6年9月6日（金）14:00～16:00

刈谷市総合文化センター 市民ホール（大ホール）刈谷市若松町2丁目104番地

#### ◆ 愛知労働局サイトURL

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/shokugyou\\_taisaku/\\_79409/kouseisaiyou\\_goannai\\_01.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_taisaku/_79409/kouseisaiyou_goannai_01.html)

### 研修内容

- (1) 公正な採用選考をめざして
- (2) 扉をひらく、未来をひらく～公正な採用選考～（厚生労働省作成動画）



# 令和6年度 公正採用選考人権啓発推進員 研修会

## 1 対象者

公正採用選考人権啓発推進員 及び 人事担当者

## 2 受講方法

### (1) Web形式 (事前申込不要)

愛知労働局のホームページから資料を印刷のうえ、研修動画を視聴していただけます。

#### ◆ 受講可能期間

令和6年8月19日(月)～令和6年12月6日(金)

#### ◆ 掲載場所

表面の2次元コード等から愛知労働局のホームページへアクセスしてください。

視聴後、「Web研修 受講報告」及び、「Web研修 アンケート」を愛知労働局のホームページからご報告いただき、研修の受講が完了します。

※ **公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告**については、推進員を新規に選任した場合や変更した場合等にご提出いただく報告となります。受講された方が推進員であって、本報告を提出していない場合は、住所を管轄するハローワークへご提出ください。  
(Eメールによる提出も可能です。詳しくは愛知労働局のホームページをご確認ください。)

### (2) 参集形式 (事前申込)

愛知労働局のホームページから事前に予約のうえ、申込された会場で受講していただけます。

#### ◆ 申込方法

表面に掲載している2次元コード等から愛知労働局のホームページへアクセスのうえ、

「**参集研修 参加申込書**」にて申込みを行ってください。

併せて、申込を行ったサイトから「**参集研修 参加票**」を印刷し、ご記入のうえ、研修会の当日に会場受付にご提出ください。

#### ◆ 申込受付期間及び定員

令和6年7月10日(水) 9:00～令和6年8月14日(水) 17:00まで

- 「名古屋会場」 定員 **300名**
- 「西三河会場」 定員 **150名** ※ **各会場定員に達し次第申込の受付を終了します。**
- 「東三河会場」 定員 **150名**

#### ◆ その他

※ **台風等の悪天候によっては、中止となる場合があります。**

なお、中止の場合には、申込を行ったサイトにて中止の旨をお伝えしますので、**必ず開催日の前日に開催の有無をご確認ください。**

※ **公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告**については、Web形式の研修と同様に、受講された方が推進員であって、本報告を提出していない場合は、住所を管轄するハローワークへご提出ください。  
(Eメールによる提出も可能です。詳しくは愛知労働局のホームページをご確認ください。)